



海軍

舞臺港第一五號ノ五七

大正十二年十二月十日

舞鶴要港部港務部

横須賀海軍港務部 御 申

曳船並小船ニ關スル件

左記ニ以テ就キ御配慮相煩度

右照會ス

左記

一、大正十一年八月官房第二八九六號ニ依リ貴部臨時附屬ト

ナリタル公稱第一七五號曳船兼交通船（六十噸）ハ特務艦

ニ搭載不可能ナル爲メ末々輸送ノ運ニ至ラス又貴部ヨリ回

0709

机ニ關スル照習モ無之爲メ末々其儘保管シアリ之カ處置ニ關シ何分ノ御配慮ヲ希望致候本件ハ過般宮田中佐當地出張ノ際委シク申置キタル所ニ候

追テ本船ノ状況左ノ通ニシテ天候ノ好時機ニアラサレハ回航困難ナリト認ム

現状摘要

手索「ポスト」ノ位置不良ニシテ先叟船トシテ不適當ナリ

船體及機装 船體全般ニ且リ老朽シ遠カラス代船必要トスルモ目下使用ニ差支ナシ

主機械 滑動部一般ニ摩耗シ居ルモ目下使用上差支ナ

シ	罐 小ドラム蓋取付部腐蝕シ居ルモ目下使用差支ナシ	補機 滑動部一般ニ摩耗シ居ルモ使用上差支ナシ	速力七節 炭庫滿載量 八 噸	一晝夜消費石炭量 四 噸	二、大正十二年三月官房第八四一號ニ依リ貴部臨時附屬トナ リタル小船四隻ノ内二隻ハ特務艦ニ搭載既ニ輸送済ミナル モ残り白五十噸二隻ハ甲板積不可能ナル爲曳航装置ヲ整へ 特務艦ニ曳航方依頼スルモ行動又ハ航路ノ都合ニテ容易ニ 承諾ニ至ラス且備ト相成居リ候處當地ヨリ貴地へノ直航船 ナキヲ以テ實際ニ曳航ハ頗ル面倒ナルモノニ有之候然カモ
---	--------------------------	------------------------	----------------	--------------	---

0711

船體ハ老朽ニシテ入修理ヲ施行セサレハ使用ニ堪エサル狀
態ノモノニ付之候モ貴部ニテ必要ナレハ貴府參謀長ヨリ關
係部ヘ曳帆方ニ關シ御交渉相成様御取計ヲ得度
追テ四帆ノタメニハ甲板等ノ小修理ヲ要ス

(終)

0712



大正十四年支那役船新想備付調書

船種	船名	噸數	長さ	速力	積載量	備考
一	橋船	鋼	一	長六〇呎 中四〇呎		上記一隻の噸數不足ニテ海上ノ通航船ニ成テ 般ノ運送ニ妙カク又便宜ニ分至急新造俾 付テ要ス
二	名之型 運貨船	輕	三	一 二 以上	二〇噸	上記公船中六七五噸船六隻五五五噸船五隻 ノ下層船トシテ平波中ノ外ニ隻ニ定數不足ノ 為テ當上不便ニ分至急新造俾付テ要ス
三	多船	輕	一		積載量 三〇噸	本船等々大船船運送船等ノ既用トシテ平日使用既以 頻下ト加テ三隻在數不足ノ為不便不敷ニ分至急 新造俾付テ要ス

0713

大正十四年度新設船舶規則の檢査書

船名	種類	噸位	長さ	速力	排水量	備考
船名	貨物船	五噸	五相	三〇	積載量	少要
船名	貨物船	五噸	五相	三〇	積載量	理由
船名	貨物船	五噸	五相	三〇	積載量	理由
船名	貨物船	五噸	五相	三〇	積載量	理由
船名	貨物船	五噸	五相	三〇	積載量	理由

船名及記号、引換トシテ請求スルモノニテ、松樹山山下、此等
 の船中、船舶作般ニ著シク老朽シテ、從價ハ船舶一般ニ老
 朽セト馬力劣リ、航利率シク、供養部、要般
 ト多不適合ナリ、河上ニ松樹山型一五〇ト
 引換ヲ要ス

船名及記号、引換トシテ請求スルモノニテ、松樹山山下、此等
 の船中、船舶作般ニ著シク老朽シテ、從價ハ船舶一般ニ老
 朽セト馬力劣リ、航利率シク、供養部、要般
 ト多不適合ナリ、河上ニ松樹山型一五〇ト
 引換ヲ要ス

船名及記号、引換トシテ請求スルモノニテ、松樹山山下、此等
 の船中、船舶作般ニ著シク老朽シテ、從價ハ船舶一般ニ老
 朽セト馬力劣リ、航利率シク、供養部、要般
 ト多不適合ナリ、河上ニ松樹山型一五〇ト
 引換ヲ要ス

船名及記号、引換トシテ請求スルモノニテ、松樹山山下、此等
 の船中、船舶作般ニ著シク老朽シテ、從價ハ船舶一般ニ老
 朽セト馬力劣リ、航利率シク、供養部、要般
 ト多不適合ナリ、河上ニ松樹山型一五〇ト
 引換ヲ要ス

船名及記号、引換トシテ請求スルモノニテ、松樹山山下、此等
 の船中、船舶作般ニ著シク老朽シテ、從價ハ船舶一般ニ老
 朽セト馬力劣リ、航利率シク、供養部、要般
 ト多不適合ナリ、河上ニ松樹山型一五〇ト
 引換ヲ要ス

<p>糖 船 一長八〇呎 中三〇呎</p>	<p>泥 炭 船 三 相 當</p>	<p>運 貨 船 三 相 當</p>	<p>浪 漂 船 一 相 當 相 當</p>	<p>三 岩 碑 船 一 相 當</p>	<p>相 當</p>
<p>船代用トシテ修理ノ上ニ奉リシテ使用中ナラ ルヲ新造外檢ヲ要ス (新造ニ六邊見山橋橋用ト充テ込テ)</p>	<p>積載量 一〇坪 ヲ要ス 船一般ニ老朽ノ程度甚シク新造外檢 ニ要ス 公程第七〇号七二号七八号船外檢トシテ請求スルモノ スレドモニシテ各船悉ク一年一般ニ老朽甚シク 至急新造外檢ヲ要ス</p>	<p>積載量 一〇。七 公程第七〇号四号ノ外檢船トシテ請求スルモノニシテ現在 使用中ノ浪漂船ハ船身古ク修理ヲ施スルニ屬シ 浪漂ノ程度甚シク作業ヲ阻害スルニ至リ 浪漂ヲ行ヒ得ルニ付至急新造外檢ヲ 要ス</p>	<p>相 當 公程第七二六号ノ船ノ外檢トシテ請求スルモノ ニシテ本船ハ本船取ニシテ種年ノ結果船体一般ニ 老朽腐蝕甚シク新造外檢ヲ要ス</p>	<p>三 橋 船 一 長六〇呎 中二〇呎 公程第六五三号船ノ外檢船トシテ請求スルモノニシテ各 船体一般老朽ノ程度甚シク且シテ船体造久ニシテ使用 ニ適セズニ付新造外檢ヲ要ス</p>	

0715

七	六	五	四
糖 船	機 船 <small>船隻交通船</small>	機 船 <small>船隻交通船</small>	運 貨 船 <small>タムラ型</small>
二 長 八 呎	三 相 船	二 相 船	鋼 四 相 船
中 三 呎	一 〇 呎 以 上	一 〇 呎 以 上	
	排 水 量 一 五 〇 一 隻	排 水 量 二 〇 〇 一 隻	積 載 量 三 〇 〇 噸
<p>公積第一五二二号一五四三号六八〇号六八〇号船ノ引換 トシ請求スルモノニシテ又ハ船共船体一般ニ是折 甚クシキヤニ付新造引換ヲ要ス</p>	<p>公積一〇六号一〇六号一〇六号一〇六号一〇六号船ノ引換トシテ請求 スルモノニ付船体般ニ是折甚クシキヤニ付新造引換ヲ要ス 又中興一〇六号一〇六号一〇六号一〇六号一〇六号船ノ引換トシテ請求 スルモノニ付船体般ニ是折甚クシキヤニ付新造引換ヲ要ス</p>	<p>公積一〇三二号一〇三二号一〇三二号一〇三二号一〇三二号船ノ引換 トシテ請求スルモノニシテ又ハ船共船体一般ニ是折甚クシキヤ ニ付新造引換ヲ要ス</p>	<p>公積第一五二二号一五四三号六八〇号六八〇号船ノ引換 トシテ請求スルモノニシテ又ハ船共船体一般ニ是折甚クシキヤ ニ付新造引換ヲ要ス</p>

海 軍

0716



大正十四年郵便船定数増加論書

中務省

郵便船 種類 船隻数 長さ 運力 排水量

郵便船	郵便船	郵便船	郵便船	郵便船	郵便船	郵便船	郵便船	郵便船	郵便船
鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
四	一〇	六	四	五	二	三	一〇	一五	一五
相当	相当	相当	相当	相当	相当	相当	相当	相当	相当
以上	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量
必要理由	必要理由	必要理由	必要理由	必要理由	必要理由	必要理由	必要理由	必要理由	必要理由

必要理由

定数増加の理由... 郵便船の定数増加は、郵便物の増加に伴って必要である。また、航路の拡大や船舶の大型化も要因となっている。

郵便船の定数増加は、郵便物の増加に伴って必要である。また、航路の拡大や船舶の大型化も要因となっている。

郵便船の定数増加は、郵便物の増加に伴って必要である。また、航路の拡大や船舶の大型化も要因となっている。

郵便船の定数増加は、郵便物の増加に伴って必要である。また、航路の拡大や船舶の大型化も要因となっている。

郵便船の定数増加は、郵便物の増加に伴って必要である。また、航路の拡大や船舶の大型化も要因となっている。

0717

水	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	六	一五	一	四	一	一八	一	一	一	一	一	一	一
積載量 二五〇t	積載量 一五〇t	積載量 一〇〇t	積載量 二五〇t	積載量 一〇〇t	積載量 二五〇t	積載量 一〇〇t	積載量 二五〇t	積載量 一〇〇t	積載量 二五〇t	積載量 一〇〇t	積載量 二五〇t	積載量 一〇〇t	積載量 二五〇t
近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。	近時積載量増加の理由は現在存貯倉庫の不足が原因である。また、船の積載能力の向上も一因である。増加の要は、倉庫の増設と船の改良である。

0718



老朽船機関現状

公稱番號	船名	材質	私種	標水量	記	部	機関
公稱第一號	又八	鐵	私	一三五	私體一般老朽又		機関一般老朽復修等如ハ船底部ハ腐蝕穿孔應急修理止漸ク保命シテアリ
公稱第二號	松樹山	鐵	私	一三五	私體一般老朽又		何レモ機関一般老朽シテハ持テ甚クシ是等各船ノ機関ハ常ニ修理調整ノ施行シ使用シソ、アルモ改
公稱第三號	紀淡	鋼	私	一四〇	私體一般老朽又		障頗繁ナリ
公稱第四號	木	木	私	六一	私體一般老朽又		
公稱第五號	六五八	鐵	私	六一	私體一般老朽又		
公稱第六號	文通	鐵	私	六一	私體一般老朽又		
公稱第七號	西七	鐵	私	六一	私體一般老朽又		
公稱第八號	鋼	鋼	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第九號	運	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十一號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十二號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十三號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十四號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十五號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十六號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十七號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十八號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第十九號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		
公稱第二十號	一四〇	鐵	私	一四〇	私體一般老朽又		

海軍

事

部

機

0719

二四〇號	二四二號	二四一號	二四〇號	二四九號	二四七號	二四三號	二四四號	二四〇號	二六一號	二六八號	二五三號	二四四號
銅	"	"	"	"	木	"	"	"	"	"	"	銅
陸軍私	"	"	"	"	水 私	"	"	"	"	"	"	陸軍私
八七〇	二〇	二三	三五	二三	二八	"	七	"	"	二七	"	三〇
船齡古ク修理施度ニ腐蝕度減ク何所多ク 作業力減退シ船底豫定ノ波深ヲ行ハ得ス	"	"	"	"	船体一般ニ著シ老朽シ度々修理施度ニ使用ニ 堪ハス	"	"	"	"	船体一般ニ著シ老朽ス	船体一般ニ老朽程度甚クシ	船体一般ニ老朽腐蝕甚クシ
機関ハ未ニ使用ニ堪ハサル程度ニシテ 概シ見テ相當ノ修理ヲ行フ必要アリ												

海軍

0720

二四號	五號	公積金三六號	夕霧	五號	乙	三四六號	大五號	五六號	九八號	七五號	五六號	三六號	三六號
"	"	木	東雷	"	"	"	"	木橋	"	"	鋼泥	鋼泥	木
"	保管	保管	保管	"	"	"	"	船	"	"	船	船	船
"	五、一	二〇	大破損	"	"	船体一般、老朽ス	"	船体一般、老朽ス	一〇	"	九八	九八	三、四
"	船体一般、老朽ス	"	"	"	"	"	"	船体一般、老朽ス	"	"	船体一般、老朽ス	船体一般、老朽ス	木船ニシテ船体一般、老朽ス
上記保管船ハ何レモ概													

概關ハ未使用ニ堪ヘキ程度ノシテ
此ニ概見ヲ相當ノ程度ヲ行フ必要アリ

海軍

0721

五五三號	二六三號	箱第五三號 木	沈 船	船 體 一 般 老 朽 々	海 軍
〃	〃	〃	〃	〃	
概年、衰朽甚クシテ、全般ニ亘リ、大修理ヲ加テ、レハ、致ト使用不可能ナリ					

U

0722

一月十七日通知

横須賀海兵團

雜役船現狀視察ニ関シ特別問題ノ件

一、雜役船新規備付及引換ニ関シ左記調書ノ通り大正十一年以降
毎年新規備付及引換具申濟

雜役船新規備付調書

船種	隻數及材	長	速力	排水量	理由
交通船	一 木	六丈五尺 至七丈	十節 以上	四噸 以上	本國製造方面ニ於テ是レノ船種ハ使東備付汽機ニテ修復シツ、アルモノ ハ全ク修理不能ニシテ、殊ニ最近天候合ハ危險ニ付新規備

雜役船引換調書

船種	隻數及材	長	速力	排水量	理由
公積船	一 木	二七呎 二二呎	七 六	四噸 噸	船体ニ於テ老朽シテ外殼ヲ汚水甚クシ、且修理ノ見込ナク自下使用 ナラズ、且シテ付長古ク吹乃至七呎ノモノ引換ヲ要ス

二、左記「カワタ」ハ毎朝雜役船現狀報告ニ於テ報告通り長サ二十八呎ニ
シテ船幅狭隘ノタメ新築敷用ニ不適ニ付

0723

正十一年以降

沈黙ニテ後復シツ、アルモノ
ハ、命ハ危シニ付新規模

理ノ見込ナリ目下使用
ノ様カ要ス

リ長サ二十八呎ニ

軍

0723

大正十三年四月十八日

横須賀海兵團

御中

最提申上本紙下引換

相成度

横須賀官殿

終

分給一七〇冊カ、ソノ一、後、各官署、海軍、

0724

公林番號	松	權	全長	現狀	記	事
第五七號	カッター	二八、 七四呎	完備	本國ニテ使用中		
第一五三號	カッター	二八、 六九呎	完備	右 全		
第三一七號	カッター	二八、 六九呎	完備	右 全		
第三八二號	カッター	二七、 七八呎	完備	右 全		
第一七七號	カッター	二八、 七四呎	完備	横須賀海兵團舞鶴練習部ニテ使用中		
三、左記	カッター	八六	正十二年九月一日震火災ニ依リ保護スルノ術ナク遂ニ焼失セリ			
公林番號	松	權	長	幅	記	事
第一二號	カッター	二六、 三	六七			明治十一年二月授受
第一九〇號	カッター	二六、 三	八六			明治三十五年五月授受
第二五五號	カッター	三三、 六	八六			明治三十四年十月授受
第三三二號	カッター	二八、 六				和泉運納ノ分

0725

第四〇七號カマター

滿州還納ノ分

(終)

海軍

0726

美和用間定期帳(百五十七組一僕)									
猪	舟夫長	舟夫	機関手	火夫	賄費	勤整手	被服料	増給	計
員数	二	四	二	六					一四
給一日平均	四二六六	五七九二	四〇〇〇	八四六六					
併入 元簿給 年費	一五五七〇九〇	二二四〇八〇	一四六〇〇〇〇	三〇九〇〇九〇	四五三三〇	二二六〇〇	二八二八〇	三三三八〇	八八七六〇
記					二 兼分一 当五	一人平均 十一年八月毎ノ 一	併入 元簿給 年費 十二月 一人平均 三三		

0727

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

洋
軍

0728

水雷学校
十三号
提出

二 附属船艇ノ増備引換等
増備等諸要求及理由等ヲ一併表記ス左ノ如シ

要求別	緩急順序		船種(一船)	隻数	所要能力要算	理由
	全体	要求別				
新規備	一	一	曳船兼交通船 (船載水雷艇)	二	速力十五節 十六噸	教育に用スヘキモノニシテ學生練習生ノ培養加フルニ在リ本型船老朽甚クシテ為ニ時使用可能數甚シク不足ニ付
付ヲ要	五	一	曳船兼交通船 (等敷級艇)	一	速力四ノ五ノ間 (夏島型)	実験研究敷設用トシテ現時本校限り無ク速ニ使用シ得ハク又要公ニ必要情外ニモ行動シ得ルモノヲ要ス
スルモノ	六	三	高速内火艇	二	速力三ノ四ノ間 五十噸以上	高速曳雷艇購用ニシテ現機型艇ニテハ速力不足ナルノミナラスニ西洋後自然廢船運命ニ付同型艇ニ隻八代用ヲ見越シ必要ニ付
定数補充	七	四	傳馬艇	一	速力三ノ四ノ間 二十噸	現有一七ノ五分解放搭載ノ要人搭載數ニ本三過キス
ヲ要スルモノ	二	一	傳馬艇	一	速力三ノ四ノ間 四十噸	定数七ニ付シ現數五ニシテ不足ニ付リ故務上是非必出スモノニ付 定数三付シ隻不足中ノモノ現ニ横須賀港部ヨリ隻備用中ニ付

海軍
模造卒業十三行野紙

0729

										引換ヲ	要スルモノ
										四	
										一	
										通船兼交	公称第三四号
										一	
										四十八号	七十号内外モノ ヲ由テ
										船体概用共老朽甚ク現存夫候極ク 平穩ナル日ニ敷設機雷ヲ揚收シ得ル 過キス且修覆ノ見込ナシ 此ク以テ規ノ手続ノナス	

海軍

機造半葉十三行番紙

0730

中村信太郎の書翰
 宛先不明
 1911年11月14日
 東京
 0731

甲

死状報
 死状報

0732

五三

大正十三年一月二十日

館海軍水雷學校教頭

鈴木海軍省軍務局員殿

附屬船艇現狀及要求事項等件

一附屬船艇現狀

本件就大正十三年十月一日(定期)雜役船現狀報

告及大正十三年一月一日(定期)海軍水雷學校現狀報

告中記載通尚次項參照アリ

二船艇增加等關心要求

署前(海軍省) 理

由

0732

新編 舟子 ル ル	新編 舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル
一	二	三	四	五	六
舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル
一	一	三	一	一	二
舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル
舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル	舟子 ル ル

(備考)

一本橋ニ在来船橋一ツ有るニ拘ラス昨年改良
定ノ定數表ニ掲記シ必要不可欠ニモナリ速ニ掲

上ニ記スル要ス

ニ前記大型傳馬船ニ隻ノ補充ヲ得現有ニ七只

ノ分ニ隻ヲ還納シ得

右御依頼ニ依リ申進ス



大正十三年一月二十一日

大友

國枝横須賀防備隊副長

藏田横須賀鎮守府參謀殿

鈴木海軍省軍務局員特務艇雜役船現

狀視察為出府節、左記御通知相成度

右依類又

記

一潜水艦母艇長浦、船体機関共老朽ニ殊ニ

船体腐蝕甚ク入渠不可能ノ状態ニアリ

二現用三等敷設艇二隻老朽、且早晚引換

0735

ヲ要スルニ付代艇トシテ一〇〇噸内外ノモノニ隻機雷
揚収及防材作業用トシテ長サ短ク操縦便利ニシテ
船体堅牢ナルモノヲ希望ス

三當隊目下曳船一隻(公稱第四五五号)ノミナカ
防材作業並掃海用交通艇用トシテ同型モノ更ニ
一隻ヲ希望ス

四公稱第五五八二号ハ旧三笠汽艇ニテ船体危弱ナルニ
且小型ニ過クルヲ以テ陸上部隊用ニ不適當ナルハ還
納ニ代艇トシテ一〇噸乃至二五噸ノモノ一隻ヲ希望ス

(終)

0736

閣係大
部通知

大正十三年十二月二十一日

鈴木海軍省軍務局局員

石田振能

參謀殿

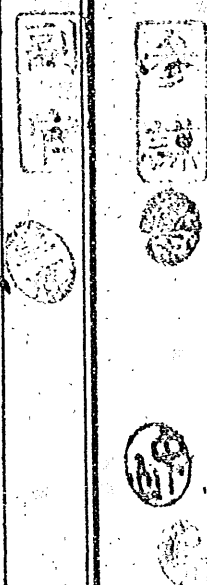
貴府麾下特務艇雜役船現狀視察件

為左記日取ヲ以テ出テ可仕ニツキ
關係各

部（然ルハ御通知相成度

追テ時日短小ナル關係上各部へ渡サ

通知芝
工務局
一等船丸
防衛隊
水後
他後
長官



中紙全葉十一行界紙

0737

右照會ス

記

出向ヲコト相成難ト思考候ニ就テ特
別ノ問題アル向ハ豫メ桂守行へ通
知置
カル様御取計ヲ得度

十三年

一月廿二日着

一月廿四日發

終

(加藤 稿)

0738

軍第五七九號
一七

大正十三年十月二十五日
發布濟
鈴木局員

舞、鎮防備隊副長心(右通)

三等敷設艇現狀調査三開スル件

本件三開シ客月十四日附軍第五七九號ヲ以テ及照會
置候慶未夕御回報無之執務上差支在候條至急
何分ノ儀御回答相成度

右照會ス

海軍

模造半葉十三行野紙

0739

横建第

九 號 一〇二

大正十三年三月十八日

吉田横原部海軍建築部水課長

鈴木海軍省軍務局長員殿

第 一 號 天 井 門 外 件

先般電誌に於て御留名ノ事件存取請書願届

部に於て是處に使用ノ途故之候條御了知相

成度

右 田 答 不

海 軍



返

0740

兵學第

一

〇

大正十三年十二月十七日

陸軍省軍務局長

鈴木海軍省軍務局長

雜役船ニ關スル件

本月九日軍第六八七號ニ依ル海軍省ノ公稱第三七四號汽艇ニ關
 スル件取調ヘ該處本艇ハ大正十一年十月二十四日英海軍港務部
 ニ送納セシモノニシテ當時ノ主管者ハ該艇ニ送役トナリ其ノ他該
 艇准士自モ委任シ充分ナル調査因知ナルモ該艇來艦簿等ニツキ
 調査スルニ船体機件其ニ材料ノ不良トハ認メ難キモ抽氣唧筒、
 送水唧筒等ノ「レバー」或ハ取柄等ハ屢々折損シ當大正六年
 十月推進器機尖端腐蝕甚シク使用ニ堪ヘザルニ依リ該艇品ト換

軍第六八七號

0741

装ストアル記事ヨリ見レハ幾分材料不良ノモノアリシト推セラ
レ又大正十一年五月ニハ人員配直左様困難ノ爲メ休戦トナリ艦
ハ海水保護、機軸ハ純油ヲ塗リ休存シ同年十月二十四日定數超
過ニ依リ返船トアリ、以上ノ事員ヨリシテ推斷スルニ材料ノ不
良ヨリハ寧ロ使用修築ニシテ五カノ手入ヲ行フノ修費尠ナカリ
シモノト思料セラル當時ハ三〇〇人程ノ生徒ヲ擁シタル時ニシ
テ下士官兵ノ定員數ハ生徒數ニ比例セス使用ハ益々修築ナルモ
手入ノ時極ナキト定員ノ不足ハ遂ニ過早ニ^老朽ヲ來シタル最大
原因ナリト思推ス且修費極トシテ平時使用スル關係上船体ノ如
キ常ニ損傷スルモ或ル一局前ノミ修繕スルヲ以テ全體トシテ
ノ強度ハ著シク低下シ再三繰リ返ス中ニハ遂ニ全體トシテノ老
衰ヲ早カラシメタルモノト認メラル以上ノ事實ハ今日ト雖モ除

0742

去サレヌシテ益々増大シツ、アリ昨年補充ヲ受ケシ伊吹生勲日
リノ遊船汽艇ノ如キハ勿論船体機材共ニ老朽且ツ小型ニシテ海
外ノ使用ニ不達ノミナラス灣内航路ニモ亦不達尙且ツ定員不足
ノ爲メ使用出來ス徒ラニ繫留シ直クハ却ツテ腐蝕ヲ速カセナラ
シムルモノト認メ昨年十一月一應遊船ノ餘備ナキニ至リ本年モ
亦同様ノ理由ニ依リ一、二隻遊船ノ己ムナキニ至ルヘク現在生
徒數ハ減少セシモ教務改善ノ要求ト交通ノ妨礙ハ益々極動艇ノ
使用ヲ増シ然カモ之レカ保存手入レニ要スル定員ノ増加ヲ見サ
ルニ至リテハ其ノ命數ニ及ボス影響ハ蓋シ不得己ナルモノト認
ムルモ此後一層實狀ニ就キ充分ノ監督ト注意ヲナシ以テ最善ノ
方途ニ出テシコトヲ期ス

右回答ス

0743

寫

外

歌本軍務部
不取
推名

海務部員

海軍

大正十三年四月二日

台築海軍小雷學校副官殿

第一展大兵器整理ニ關スル件

本日電話ニテ御話ノ第一展大ノ兵器整理ニ關シ實際ノ取扱モ亦法
規上ヨリ見テモ左記ノ通處理ヘルヲ可トスル意見ニ付御參考迄ニ
右申進ス

記

一 除籍艦船取扱規則ニヨリ認許ヲ經テ特務艇雜役艦ヲ廢納ヘル
場合ハ船體機副及機部品ノ引渡ヲナスヘキモノナリ

松本

0744

三 兵備品ニ對シテハ天々獨立セル規程ニ從ヒ供給ヲ受ケル處ノ分任官更若クハ取扱主任ニ於テ還納スヘキモノナリ

三 本船ノ兵器ハ本雷學校附屬第一隊大兵器簿ニヨリ貴校ノ取扱主任カ供給サレタルモノナルニ付

四 兵器經理規程第二十一條ニヨリ還納スヘキノ處同條中ノ兵器ノ還納ヲ要ヘルト云フ實際ノ取扱振リハ兵器簿ノ定數變更ノ

貸與期間滿了等ノ如キ場合ノ事出ヲ指シタルモノニシテ「不要トナリタルトキ」ト云フカ如キ誤差ノモノニアマサル由

五 故ニ貴校ニ於テハ兵器經理規程第十四條ニヨリ附屬船第一隊大老朽使用ニ堪ヘサルニ付司令長官ノ認許ヲ經テ舊部ニ還納ノ爲本船ニ對スル兵器不要トナリタルニ付削除方ヲ軍需部ニ請

求處理スヘキモノナリ

六 假リニ前項ノ手續ヲ當部ニ於テ行フコトトスルモ其裕ノ遑納
手續ハ貴校取致主仕ニ於テ省略スルコトヲ得ス

七 港務部ニ於テハ貴校ヨリノ遑納船第一度天ニ對スル其裕ハ拾
載不要ト認ムルニ付其籌備ノ制定ハ見合ハサレ度旨電需部長ヲ
經テ海軍大臣ニ具申シ直クヘシ

寫

海軍

號外

大正十三年四月五日

台架海軍水雷學校副官

中村 順須 海軍港務部部員殿

第一艦大ニ關スル旨

四月二日附ノ第一艦大員壽整理ニ關シ種々懇篤ナル御教示ヲ仰キ
 御芳志深謝ニ耐ヘス候然シ貴意見ハ第一艦大ノ職船トナリテ港務
 部ニ還納スル場合ノ手續ヲ指示シタルモノニシテハ實際ハ同船カ
 貝所屬ヲ變更シタルニ過キアルヲ以テ本校ニ於ケル左記意見御參
 考迄

右申進ス

0747

一 第一震天ニ搭載セル發射管・探照燈・氣落器・其他兵器ハ
 一 震天具ノモノニ附屬シ本校ノ兵器ニアラス故ニ兵器經理規程
 第十四條ハ學校具者ノ兵器ノ取扱ヲ規程セルモノニシテ第一震
 天ノ場合ハ適用ノ限リニアラス

一 第一震天ノ還納ハ兵器モコレニ附屬ノ儲單ニ所屬ヲ發見
 レタルモノニシテ附屬兵器ノ取扱シ還納ノ上申ハ、雷學校長ノ
 權限ニアラスシテ海軍大臣ノ指令權ニ屬ス肆ニ廢船處分或ハ兵
 器ノ取外シヲ行フハ過誤ナリ

三 除籍艦船取扱規則第十四條記載事項ハ除籍ノ場合ニ於ケル手
 續ヲ指示セルモノニシテ第一震天ノ場合ニハ適用ノ限リニアラ

ス

海軍

四 現今第一展大ニ搭載ノ兵器ハ同船廢船トナリタル場合官局ヨリ指令アル筈一本件ハ艦政本部・軍需局ニテ承知ス

0749

寫

號外

大正十三年四月七日

中村鎮領官兼重務部部長

合葉小留學校副官殿

第一農大兵器ニ關スル件

第一農大兵器整理ニ關シ貴校より見聞承取各御座知規ハ
 恐縮至極ニ存候當部ニテ整理シ得ヘキ事件ナラハ早速ニモ取
 ヒ可申候得共當部ニテハ取扱難ク被存候條左記處見同一應責覽
 ニ供シ候ニ付可然御配慮ヲ得候

高丹應申進ス

記

海軍

0750

御來示中「所屬ヲ變更」トアルモ雜役船所屬ノ變更ハ
ノ令達ニヨルモノニシテ第一廢大ハ除籍船取扱規則第四條中
老朽不用ノ故ヲ以テ司令長官ノ認許ニシテ港務部ニ還納シタル
モノナリ

尙廢船トナリタル雜役船ハ八段ノ特令ナキ限り港務部ニ還納ヲ
受クヘキ限リノモノニアラス上敷ニ引渡スヘキモノナリ
第六條末段參照ノ同則第四條乃至第八條ニホス雜役船還納保管
ニ關スル條項中港務部關係取扱項目ニ兵備品ヲ含有シラサル
ヲ以テ見テモ 富部ニ引渡即賞校ニ於テ船體・機裝品・機關附屬
物ト切り放シ處理セララルラ至富ト信ス

貴見第一項中第一廢大ノ兵器ハ賞校供給兵器ニアラスト記載シ

アルセ首校附屬第一廢大兵器簿ニヨリ貴校ニ供給サレタル兵器
ニアフスヤ兵器ハ兵器簿ニヨツテ供給サルヘキモノナルニ當部
保管船第一廢大兵器簿ノ制定ナキ限リ當部ニ於ケル受込ミノ手
續ハ例ニヨツテ取ラルルヤ受込ミナキ殊ニ貴校供給中ノ兵器ニ
對シ取外シ還納ハ行リ得ヘカラサル理ナリ經理規程第十四條ハ
此ノ場合適用スヘカフサルモノトセラルルモ適用シ何等不都合
ナシト信スハ若シ貴校ニ於テ取扱フコトヲ得スト云フニ於テハ
當部ニ於テハ同取扱ヒ得サル筈ナリ

第二以兵器附屬ノ儘所屬變更ト仰セラルルモ前掲ノ通長官ハ所
屬變更ヲナシ得サルニ付トコ迄モ除籍艦船取扱ニヨル還納船ト
シテ認許シタルコト明ナリ尚貴校ノ還納上申書ニ徴スルモ其ノ

意味瞭然タリ一貴校ヨリノ引渡書・富部ノ受領書同レモ兵器ニ
 對ヘル品名ナキヲ見テモ別箇ニ整理ヘキコトハ總納當時貴校
 ノ見解モ富部ト同様ナリシモノヲ認メラル

兵器取扱シハ大臣ノ指令トアリ勿論ノ義ニシテ御示シノ御意
 規程第十四條ニ於テモ兵器造修試験検査規則第五條第四號ニ
 ヲリ處理ヘヘキ旨記載シアリ

第三岨兵器品ハ除籍艦船取扱規則第十三條ニ準シ關係廳ニ送納
 ノ上船體及機裝品被爾附屬物ノ引渡ヲ受クルコトヲ申上ケタル
 ノミニシテ本條ニヨリ整理ヘキモノナリト指示シタル次第ニ
 ハ無之元來兵器整理規程ニヨリ處理セラルヘキモノト信スルニ
 付誤解ナキ様願ヒタシ



軍務部 左中

海軍省 文書

海

軍

横港機密第五號ノ六

大正十三年四月七日

中山横須賀海軍機務部長

森山海軍省軍需局長三課長殿

兵器簿ニ關スル件

左記練習船ハ老朽ノ結果海軍本館學校ヨリ退納ノ要同船ハ將來練習船トシテモ亦雜役船トシテモ使用ノ旨達ナキニ付今後兵器簿ノ制定ヲ要セサルコトト被存候

右豫メ申進ス

第一 慶 天

0754

吳港計第五號

大正十三年五月十七日

富澤吳海軍港務部部員

鈴木海軍省軍務局局員殿

雜役船同航員旅費ノ件

舞鶴工作部ニテ建造中ノ當部所屬曳船兼交通船（公辦五七八號）ノ引渡受領ハ本月二十五日ノ豫定ナルヲ以テ之カ同航員トシテ左記人員派遣ニ要スル旅費五圓五輪八圓四錢配付方可然御取計相成度

右 照 會 ス

左 記

0755

佐 官一 特務士官一 准士官一

下士官五 兵 六

通而右編職員ハ二十三日出發ノ際定ニツキ本件電報隨テ得

度申添候

廿日廿日電報 中

雜務員既後電報件新稿工部中支

台の上の計

佐

0756

至急

長官 五ノ四

大正十三年五月二十三日

田中吳海軍港務部長

鈴木海軍省軍務局員殿

雜役船（公稱五七八號）回航旅費ノ件

本件ニ關シ五月十七日附御照會並二十日附電ニ依リ舞鶴工作部長宛照會致候處本日左記電ヲ接受致候ニツキ貴地經理部ヲテ經理局宛請求スルコトニ取計置候條可然御配慮ヲ得度
右 照 會 ス

左 記

舞鶴工作部長、宛港務部長

0757

圖五十順曳船同航旅費ハ同航費支辨ナラズ從テ當部ニテ受
略支給セズ貴地監理部艦政本部ヲ經テ監理局ニ請求セラレ
可然

(終)

0758

軍務局

吳海軍省
第一課

大正十三年七月十七日

第一課

田中吳海軍總務部長

鈴木海軍省軍務局々員殿

百五十噸曳船回航員(軍人)旅費ノ件

本件ニ関シ舞鶴西支港部工作部ヨリ其後何等通知無キヲ以テ
照會致候處別紙ノ通り電報ニ接シ詳細回答致置候モ未タニ
何等通知無之整理上困リ居候ニ就テハ吳經理部ニ請求
致方無之モト思考候が一應何分御意見承知致度

右照會ス

(別紙添付)

軍第山三三號

(3)

0759

(別紙) 電報寫

發舞鶴要港部工作部 宛港務部

七月十日

返經費支出科目ニツキ疑義アリ經理局ト当要

港部主計長間ニ於テ應答中ニ付決定次第報

告ス

發舞鶴要港部工作部會計課長 宛主計長

七月十一日

百五十噸曳船回航旅費ハ吳經理部ニ何故請求セラ

レサリシヤ尚同部ノ見解如何

(3)

0760